

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱

令和4年7月22日決裁

改正 令和5年4月28日決裁

改正 令和6年4月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他のこれに附属する設備をいう。
- (2) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (3) 住宅 次に掲げる家屋をいう。
 - ア 専用住宅（常時居住の用に供する家屋をいう。）
 - イ 併用住宅（その一部を常時居住の用に供する家屋をいう。）
- (4) エネルギー起源二酸化炭素 燃料の燃焼で発生し、排出される二酸化炭素をいう。
- (5) 環境価値 温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。

(補助事業の内容)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自ら居住する目的で、太陽光発電設備又は太陽光発電設備及びその附帯設備である蓄電池（以下「設備」と総称する。）が設置された市内の住宅を新築し、又は購入すること。
- (2) 自ら居住する市内の住宅において、新たに設備を設置すること。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものとする。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 商用化され、導入実績があること。

イ 中古設備でないこと。

ウ リース設備でないこと。

(2) 蓄電池 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 商用化され、導入実績があること。

イ 前号の規定に該当する太陽光発電設備の附帯設備であること。

ウ 中古設備でないこと。

エ リース設備でないこと。

オ 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。

カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

キ 155,000円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）以下のものであること。

ク 別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第12条の規定による実績報告の時点において、補助事業に係る住宅が所在する土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 市税その他の本市に対する諸納付金等を滞納していない者であること。

(3) 補助対象設備について、国、公共団体等から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わない者であること。

(6) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（2017年3月資源エネルギー庁策定）に定める遵守事項（ただし、もっぱらFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。

(7) 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者であること。

(8) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家（電力の消費者をいう。以下同じ。）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。

(9) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について国が定める地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づくJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る工事費用とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力（kW表示の小数点以下は、切り捨てる。）に1kW当たり7万円を乗じた額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、5kW相当分を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1の額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、5kWh相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる補助対象設備ごとに添付書類欄に規定する書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第9条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定は、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第5条第3項の規定による補助金の不交付の決定は、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業に係る契約を締結してはならない。

(変更等の承認申請)

第11条 規則第11条の規定による補助事業の計画の変更（補助金の額に変更を生じない計画変更を除く。）、中止又は廃止の承認の申請は、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金補助事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金補助事業計画（変更・中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の補助金の額に変更を生じない補助事業の計画の変更を行うときは、次条の規定により実績報告書を提出する日の前日までに、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普

及促進補助金補助事業計画変更届出書（様式第6号）に当該変更の内容を確認することができる書類を添えて市長に届け出るものとする。

（実績報告書）

第12条 規則第15条の規定による実績報告は、補助対象設備の設置が完了した後、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までに岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）及び別表第2に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

(1) 次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して2か月を経過した日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）と重なった場合は、その直前の日曜日、土曜日又は当該休日でない日）

ア 補助対象設備の支払完了日

イ 補助対象設備の保証が開始された日

ウ 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日

(2) 第8条の規定により交付の申請をした日の属する年度の1月末日（その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日と重なった場合は、その直前の日曜日、土曜日又は当該休日でない日）

（補助金の額の確定）

第13条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付額確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定の通知を受けた後において、当該補助金に関して、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入を受けたことによって前条の規定により報告した補助金の額を減額すべき事情があるときは、同条の規定に準じて補助金の額を減額した実績報告書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、規則第16条の規定に準じて改めて補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の額を改めて確定した場合において、当該改めて確定した額を超える補助金を補助事業者に既に交付しているときは、その超える部分に係る補助金の交付決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

5 前項の規定による補助金の返還の期限は、その命令のなされた日の翌日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則第21条第4項の規定に準じて延滞金を徴するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第24条の規定による財産処分（廃棄を含む。）に係る市長の承認の申請は、あら

かじめ（天災その他自己の責めに帰することができない事由がある場合にあっては、事後に遅滞なく）、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金財産処分承認通知書（様式第10号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 規則第24条第2号の別に定める機械及び重要な器具は、取得単価が50万円以上の蓄電池とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

別表第1（第8条関係）

補助対象設備	添付書類
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 (3) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (4) 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。） (5) 別に定める誓約書（申請者及び施工業者それぞれのもの） (6) 発電する電力の消費量計画書 (7) 申請者本人であることを確認することができる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証その他の官公署が発行したものに限る。）の写し (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 (3) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第2（第12条関係）

補助対象設備	添付書類
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し (2) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し (3) 補助対象設備の保証書の写し (4) 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し (5) 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 (6) カラー写真（太陽光電池モジュールが全て確認することができるもの、パワーコンディショナー及び太陽光電池モジュールを含む建物全体それぞれのもの） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し (2) 補助対象設備の領収書及び領収内訳書の写し (3) 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し (4) カラー写真（補助対象設備の本体、補助対象設備に貼付された銘板及び補助対象設備を含む建物全体それぞれのもの） (5) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付申請書

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金の交付を受けたいので、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

【申請者】

フリガナ	
氏名	
住所	〒
連絡先 (電話番号)	

【申請する補助事業】

申請する補助対象設備 及び補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	太陽光発電設備（別紙1）	①	円
	蓄電池*（別紙2）	②	円
補助金交付申請額	① + ②		円

※ 蓄電池は、太陽光発電設備の付帯設備として設置する場合に限り、補助対象になります。

設置予定住所	<input type="checkbox"/> 上記の住所と同じ 〒 岐阜市		
建築区分 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅	<input type="checkbox"/> 既存住宅
住宅の種類 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 専用住宅		<input type="checkbox"/> 併用住宅

別紙1 (様式第1号)

太陽光発電設備 設備設置概要書

1 申請者

フリガナ	
氏名	

2 申請する補助事業

補助事業の完了予定日 ^{※1}	年 月 日 ~ 年 月 日		
施 工 業 者	団体名称		
	代表者の氏名 _____		
	所在地 _____		
	電話番号 _____ FAX番号 _____		
担当者氏名及び連絡先 _____			
太陽光電池モジュール (メーカー名・型式)			
パワーコンディショナー (メーカー名・型式)			
太陽光発電設備の最大出力 ^{※2}	kW (小数点以下切捨て)		
補助対象経費 ^{※3}	内 訳	金額 (税抜き)	備 考
	太陽光発電設備 の購入費 ^{※4}	円	
	工 事 費 ^{※5}	円	
	合 計	円	
補助金交付 申請額	太陽光発電設備の 最大出力 ^{※6} ×7万円	円 (1,000円未満切捨て)	

- ※1 補助事業の完了予定日は、補助対象設備の支払完了日、補助対象設備の保証が開始された日又は補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日のいずれか遅い方の日付を記載してください。
- ※2 太陽光モジュールとパワーコンディショナーの最大出力の低い方を記載してください。
- ※3 金額は、**税抜き**で記載してください。
- ※4 太陽光発電設備に付帯する設備（蓄電池を除く。）の購入費を含みます。
- ※5 工事費は、補助事業において行われる工事のうち、太陽光発電設備の設置に係る部分の費用に限ります。
- ※6 最大出力の上限を**5kW**とし、**小数点以下は、切捨て**してください。

(裏面)

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- 2 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- 3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し
- 4 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）
- 5 別に定める誓約書（申請者及び施工業者それぞれのもの）
- 6 発電する電力の消費量計画書
- 7 申請者本人であることを確認することができる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証その他の官公署が発行したのものに限る。）の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

別紙2 (様式第1号)

蓄電池 設備設置概要書

1 申請者

フリガナ	
氏名	

2 申請する補助事業

補助事業の完了予定日 ^{※1}	年 月 日～ 年 月 日		
施 工 業 者	団体名称		
	代表者の氏名 _____		
	所在地 _____		
	電話番号 _____ FAX番号 _____		
担当者氏名及び連絡先			
メーカー名			
型 式			
補 助 対 象 経 費 ^{※2}	内 訳	金額 (税抜き)	備 考
	蓄電池の 購入費 ^{※3}	円	
	工 事 費 ^{※4}	円	
	合 計 (A)	円	
蓄電池の蓄電容量 (B)	kWh (小数点第2位以下切捨て)		
蓄電池の価格/kWh (A) / (B) ^{※5}	円		
補助金交付申請額 ^{※6} (A) ÷ 3	円 (1,000円未満切捨て)		
<input type="checkbox"/>	要綱第4条第2号クの「別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。」について、 上記蓄電池が該当することを施工業者等に確認しました。		

※1 補助事業の完了予定日は、補助対象設備の支払完了日、補助対象設備の保証が開始された日又は補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日のいずれか遅い方の日付を記載してください。

※2 金額は、**税抜き**で記載してください。

※3 蓄電池に付帯する設備 (太陽光発電設備を除く。) の購入費を含みます。

※4 工事費は、補助事業において行われる工事のうち、蓄電池の設置に係る部分の費用に限ります。

※5 1kWh当たりの蓄電池の価格が155,000円以下の場合、補助対象となります。

※6 蓄電池の蓄電容量の**5kWh相当分**を上限としてください。

(裏面)

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- 2 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- 3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

※ 「太陽光発電設備 設備設置概要書」と添付書類が重複する場合は、当該書類を省略することができます。

様

岐阜市長



岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金の交付については、次のとおり決定したので岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

補助金の交付決定金額	円
交 付 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱の規定を遵守すること。2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内においては、善良な管理者の注意をもって補助対象設備を適正に使用し、管理すること。3 法定耐用年数の期間内においては、補助対象設備を処分しようとするときには、あらかじめ岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出すること。4 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて市が現地調査等を行うときは、遅滞なくこれに応じること。5 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する市長からの協力の求めに応じること。
備 考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第3号（第9条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金の交付については、次の理由から交付しないこととしましたので岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 交付しないこととした理由

（あて先）岐阜市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金
補助事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

先に交付の決定を受けた岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金に関し、補助事業の計画の変更、中止又は廃止の承認を受けたいので、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助金の交付決定	指令年月日	年 月 日
	指令番号	岐阜市指令 第 号
計画の変更・中止・廃止の別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止	
計画の変更・中止・廃止の理由		

計画の変更の内容（設備設置概要書その他変更の内容を確認することができる書類を添付してください。）

計画の変更の区分	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円

（蓄電池を変更する場合の確認項目）

- 要綱第4条第2号クの「別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。」について、この変更の申請に係る蓄電池が該当することを施工業者等に確認しました。

様

岐阜市長



岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金
補助事業計画（変更・中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金に係る補助事業の計画の変更、中止又は廃止については、次のとおり承認しますので岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 承認する計画の変更・中止・廃止の別
変更・中止・廃止

2 補助金の交付決定金額

- (1) 変更前 円
(2) 変更後 円

3 その他変更事項

- (1) 変更前
(2) 変更後

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金補助事業計画変更届出書

先に交付の決定を受けた岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金に関し、補助事業の計画の変更（補助金の変更を生じないものに限る。）がありますので、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第11条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

補助金の交付決定	指令年月日	年 月 日
	指令番号	岐阜市指令 第 号
計画の変更の理由		

計画の変更の内容（変更の内容を確認することができる書類を添付してください。）

計画の変更の区分			変更前	変更後	
補助事業の完了予定日					
補助対象設備	太陽光	太陽光電池	メーカー名		
		モジュール	型 式		
	光	パワーコンデ	メーカー名		
		ィショナー	型 式		
	蓄電池			メーカー名	
				型 式	
		蓄電容量			
補助対象経費			太陽光発電設備		
			蓄電池		
その他					

（蓄電池を変更する場合の確認項目）

- 要綱第4条第2号クの「別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。」について、変更した蓄電池が該当することを施工業者等に確認しました。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

報告者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金実績報告書

先に交付の決定を受けた岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金に関し、補助事業が完了したので、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり報告します。

補助金の交付決定	指 令 年 月 日	年 月 日
	指 令 番 号	岐阜市指令 第 号
補助金の交付決定金額	太陽光発電設備	円
	蓄 電 池	円
	合 計	円
補 助 事 業 の 完 了 日 ※		年 月 日
補 助 対 象 設 備 の 支 払 完 了 日		年 月 日
補 助 対 象 設 備 の 保 証 が 開 始 さ れ た 日	太陽光発電設備	年 月 日
	蓄 電 池	年 月 日
補 助 対 象 設 備 が 電 力 会 社 の 電 力 系 統 に 接 続 す る 日		年 月 日

※ 補助事業の完了日は、補助対象設備の支払完了日、補助対象設備の保証が開始された日又は補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日のいずれか遅い方の日付を記載してください。

(裏面)

太陽光発電設備添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 2 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
- 3 補助対象設備の保証書の写し
- 4 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し
- 5 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
- 6 カラー写真（太陽光電池モジュールが全て確認することができるもの、パワーコンディショナー及び太陽光電池モジュールを含む建物全体それぞれのもの）
- 7 その他市長が必要と認める書類

蓄電池添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 2 補助対象設備の領収書及び領収内訳書の写し
- 3 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し
- 4 カラー写真（補助対象設備の本体、補助対象設備に貼付された銘板及び補助対象設備を含む建物全体それぞれのもの）
- 5 太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

※太陽光発電設備と添付書類が重複する場合は、当該書類を省略することができます。

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助金の交付決定	指令年月日	年 月 日
	指令番号	岐阜市指令 第 号
補助金の交付確定金額	円	

備考

- 1 補助金の振込みには、1か月程度かかります。
- 2 補助金の振込通知は、送付しません。通帳を記帳してご確認ください。
- 3 補助金の振込みについては、申請者本人から問い合わせてください。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金財産処分承認申請書

先に岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金を受けて設置した補助対象設備を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供すること（以下「財産処分」という。）の承認を受けたいので、岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助金の交付決定	指令年月日	年 月 日
	指令番号	岐阜市指令 第 号
補助対象設備		
財産処分の内容		
財産処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)	
財産処分をする理由		

様式第10号（第14条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請がありました岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金を受けて設置した補助対象設備の財産処分については、次のとおり承認しますので岐阜市家庭用太陽光発電設備等普及促進補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

補助金の交付決定	指令年月日	年 月 日
	指令番号	岐阜市指令 第 号
補助対象設備		
財産処分の内容		
財産処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)	